

## 20 不服審査

### (1) 異議申立て

区 分	本 年 度 要 処 理 件 数			計	み な す 審 査 請 求 件 数
	前 年 度 未 決 繰 越 件 数	本 年 度 に 申 立 て た 件 数 処 分 に 係 る も の	本 年 度 に 申 立 て た 件 数 不 作 為 に 係 る も の		
申 告 所 得 税	66	267	-	333	-
源 泉 所 得 税	3	11	-	14	1
法 人 税	14	51	-	65	-
相 続 税	-	20	-	20	-
贈 与 税	-	6	-	6	-
消 費 税	29	108	-	137	2
有 価 証 券 取 引 税	-	-	-	-	-
法 人 特 別 税 等	6	-	-	6	-
地 方 消 費 税	15	98	-	113	2
そ の 他	-	-	-	-	-
酒 税	-	-	-	-	-
徴 収 関 係	8	19	-	27	-
計	141	580	-	721	5

### (2) 審査請求

区 分	本 年 度 要 処 理 件 数			計
	前 年 度 未 決 繰 越 件 数	本 年 度 に 申 立 て た 件 数 処 分 に 係 る も の	本 年 度 に 申 立 て た 件 数 不 作 為 に 係 る も の	
申 告 所 得 税	172	134	-	306
源 泉 所 得 税	4	3	-	8
法 人 税	75	38	-	113
相 続 税	16	11	-	27
贈 与 税	-	6	-	6
消 費 税	50	96	-	148
有 価 証 券 取 引 税	-	-	-	-
地 方 消 費 税	-	-	-	-
法 人 特 別 税 等	6	-	-	6
地 方 消 費 税	30	85	-	117
そ の 他	1	-	-	1
酒 税	-	-	-	-
徴 収 関 係	4	4	-	8
計	358	377	-	740

### (1)・(2)共通

調査対象  
調査期間  
(注)

国税通則法及び行政不服審査法に基づき異議申立て及び審査請求されたもの  
平成14年4月1日から平成15年3月31日

1 件数は、処分に係るものについては1処分ごとに、その他のものについては1事案ごとに1件として掲げた。ただし、本税と過少加算税を併せて異議申立てがあった場合は、1件として掲げた。

2 審査請求の内書は、国税局分である。

用語の説明

1 不作為とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。

2 みなす審査請求とは、国税局長又は、税務署長等が異議申立てを審査請求として取り扱うことを適当と認め、かつ、異議申立人がそれに同意したとき、あるいは更正決定等について審査請求がされている場合に、その更正決定等に係る課税標準等についてされた他の更正決定等に対し異議申立てがされたときに審査請求がされたものとみなされたものをいう。

3 みなす取下げとは、異議決定を経ないで審査請求がされた場合に取下げられたものとみなされた異議申立て及び審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の全部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場合に取下げられたものとみなされた審査請求をいう。

本年度処 理 済 件 数									本年度未決 繰越件数
みなす 取下げ件数	取下 げ件数	却 下 数件	棄 却 数件	全 部 取 消 し 件 数	一 部 取 消 し 件 数	変 更 そ の 他	計		
件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
-	39	4	173	2	31	-	249	84	
-	2	2	4	-	-	-	8	5	
-	5	3	21	-	-	-	29	36	
-	2	1	12	1	-	-	16	4	
-	-	-	6	-	-	-	6	-	
-	2	14	68	-	19	-	103	32	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	6	-	-	-	-	6	-	
-	2	10	62	-	17	-	91	20	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	9	4	6	-	-	-	19	8	
-	61	44	352	3	67	-	527	189	

本年度処 理 済 件 数									本年度未決 繰越件数
みなす 取下げ件数	取下 げ件数	却 下 数件	棄 却 数件	全 部 取 消 し 件 数	一 部 取 消 し 件 数	変 更 そ の 他	計		
件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
-	15	11	106	5	15	-	152	154	
-	1	-	1	1	1	-	4	4	
-	6	5	33	9	2	-	55	58	
-	-	1	16	-	1	-	18	9	
-	-	-	-	-	-	-	-	6	
-	20	8	35	-	4	-	67	81	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	6	-	-	-	6	-	
-	17	8	25	-	2	-	52	65	
-	-	-	1	-	-	-	1	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	2	2	-	-	-	4	4	
-	59	35	225	15	25	-	359	381	

- 4 取下げとは、不服申立人が異議申立て又は審査請求を撤回したものをいう。
- 5 却下とは、不服申立ての要件を欠いているため審査の対象にならないと判定されたものをいう。
- 6 棄却とは、原処分を適法又は妥当と認め、不服申立てが認められなかったものをいう。
- 7 取消し又は変更とは、原処分の全部又は一部に違法又は不当を認め、原処分の全部又は一部を取り消した判定をいう。